

品川区児童福祉施設等指導検査実施要綱

制定 令和6年9月30日 区長決定 要綱第311号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「児童福祉法等」という。）の規定に基づき実施する児童福祉施設（障害児入所施設を除く。）、一時預かり事業、家庭的保育事業等および病児保育事業（以下「児童福祉施設等」という。）に対する指導および検査（以下「指導検査」という。）について、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法等において使用する用語の例による。

(指導検査の目的)

第3条 指導検査は、児童福祉法等のほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令（以下「関係法令」という。）に照らし、設備および運営に関する基準等の適合状況および区が別に定める指導検査に係る基準、方針等（次条において「区の基準等」という。）に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、児童福祉施設等の適正な運営およびサービスの質の確保ならびに利用者支援の向上を図り、もって区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第4条 区長は、指導検査を行うに当たっては、児童福祉法等、関係法令、設備および運営に関する基準等および区の基準等を基本とし、指導検査に関する国の通知、これまでの指導検査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

2 区長は、指導検査が画一的、形式的となることのないよう、問題の発生原因および是正策を明らかにし、児童福祉施設等の問題の解決を図り、その自律的な運営を促すための具体的な助言および指導を行うものとする。

3 区長は、児童福祉施設等が法令に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、

当該児童福祉施設等の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないと認めるときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を進めるものとする。

- 4 区長は、指導検査の実施および指導検査の結果に係る処理に当たっては、当該児童福祉施設等の運営指導を行う所管課等および関係部署との情報交換を密にする等十分に連携を図るものとする。

(指導検査の類型)

第5条 指導検査は、一般指導検査および特別指導検査に分けて実施する。

- 2 一般指導検査は、指導検査に係る事項の全体について、児童福祉施設等の所在地において行う検査をいう。
- 3 前項の一般指導検査は、必要に応じて、あらかじめ指導検査に係る事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 4 区長は、一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に児童福祉施設等の設置者から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか、必要に応じ、児童福祉施設等の所在地において検査を行うものとする。
- 5 特別指導検査は、児童福祉施設等が次の各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査に係る事項を定め、重点的または改善が図られるまでの間継続的に行う検査をいい、当該児童福祉施設等の所在地において行う。
- (1) 法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該児童福祉施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 一般指導検査後の改善が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査の実施方針)

第6条 区長は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、児童福祉行政等の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる指導検査実施方針（第8条において「実施方針」という。）を、毎年度、指導検査を開始する前に別に定めるものとする。

(指導検査の計画等)

第7条 区長は、実施時期および班編成等を含む検査計画を、毎年度指導検査を開始する時までに

別に策定するものとする。

- 2 区長は、児童福祉施設等の運営等に問題が発生した場合または通報等によりそのおそれがあると認められる場合は、前項の検査計画にかかわらず、適宜指導検査を実施するものとする。

（調査書等の提出）

第8条 区長は、児童福祉施設等を実施方針等を踏まえて指導検査に係る項目を記載した児童福祉施設等調査書（以下「調査書」という。）を作成、送付し、毎年度、指定期限までに調査書および関係資料の提出を求めるものとする。

（指導検査基準）

第9条 区長は、指導検査に係る項目、関係法令および評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定めるものとし、その評価の区分（以下「評価区分」という。）は、別表のとおりとする。

（一般指導検査の実施）

第10条 区長は、指導検査の実施通知を、原則として児童福祉施設等の設置者に対し、あらかじめ検査対象に到達するよう、送付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童福祉施設等の運営等に問題が発生した場合または通報等でそのおそれがあると認められる場合には、区長は、指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により指導検査を行うものとする。
- 3 検査体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員2人以上で指導検査班を編成する。
- 4 一般指導検査に従事する職員（以下「検査員」という。）は、前条に定める検査基準に基づき、調査書などを基に、分担して検査を実施する。なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にあるものが相互の関係を調整する。
- 5 区長は、一般指導検査の終了後、児童福祉施設等の設置者およびその施設長等に対し、実地検査指導事項票により指導検査に係る結果を講評し、改善が必要な事項およびその解決方法を口頭で指示するものとする。ただし、法令の解釈等で疑義が生じた等の場合は、事後に児童福祉施設等の設置者およびその施設長等を招致してこれを行うことができる。
- 6 区長は、実地検査の効果を高めるために、必要に応じて、児童福祉施設等の運営指導を行う所

管課の職員、関係行政機関の職員または当該児童福祉施設等の関係者に対し、一般指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査もしくは照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

- 第11条 検査員は、検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はこれを明確にした上で、子ども未来部長へ報告する。
- 2 検査員は、前項に規定する検討結果に基づき指導検査結果を当該児童福祉施設等の設置者あてに文書で通知するものとする。この場合において、評価区分に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点およびその改善方法等を具体的に通知する。
- 3 指導検査をより効果的なものとするため、第1項に規定する報告および前項の規定による結果通知は、指導検査終了後速やかに行う。
- 4 区長は、指導検査結果の文書指摘事項について、当該児童福祉施設等の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 5 区長は、関係行政機関に対しては、必要に応じ、指導検査の結果を通知し、またはこれと協議を行う等、連携を密にする。
- 6 区長は、児童福祉施設等が度重なる一般指導検査によっても改善の措置が認められないときは、当該児童福祉施設等を特別指導検査の実施対象とするものとする。

(特別指導検査の実施)

- 第12条 特別指導検査に係る検査の通知は、一般指導検査に準じて、事前に文書により行うものとする。ただし、死亡事故等の重大事故が発生した場合または児童の生命、心身もしくは財産に重大な被害が生じるおそれがある場合等においては、指導検査の目的に照らして、必要に応じて指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により行うことができる。
- 2 検査体制は、原則として副参事以上の職にある者を長とする職員3人以上で編成することとし、副参事以上の職にある者を除く職員のうち1人以上は、原則として係長級以上の職にある者とする。
- 3 区長は、特別指導検査の実施に当たっては、検査の目的および効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的または改善が図られるまでの間これを継続的に実施する。
- 4 区長は、特別指導検査の終了後、当該児童福祉施設等の設置者および施設長等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講

評を行わず関係者を招致して行うこともできる。

- 5 区長は、特別指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、運営指導を行う所管課の職員、関係行政機関の職員または当該児童福祉施設等の関係者に対し、検査への立会いを求め、または必要事項の調査もしくは照会を行うことができる。

(特別指導検査後の取扱い)

第13条 区長は、特別指導検査に係る結果について、児童福祉施設等の設置者あてに理由を付して文書で通知するものとする。

- 2 区長は、特別指導検査に係る結果の文書指摘事項について、当該児童福祉施設等の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。
- 3 区長は、改善状況報告書もしくは改善計画書が期限内に提出されないとき、またはこれらに記載された内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより必要な改善を勧告する。
- 4 区長は、前項の規定による勧告によってもなお改善が図られない、または改善の見込みがなく、かつ、児童福祉の観点から有害であると認められるときは、行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。
- 5 区長は、利用者の支援に重大な影響が及んでいる等緊急を要すると認められるときは、第2項および第3項の規定にかかわらず、直ちに行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。
- 6 区長は、関係行政機関に対しては、必要に応じ、指導検査の結果を通知し、またはこれと協議を行う等、連携を密にする。

(指導検査に係る結果の活用)

第14条 一般指導検査および特別指導検査に係る結果は、適宜これを集約し、区の行政運営に資するため、児童福祉施設等の運営指導を行う所管課に提供する。

- 2 区長は、一般指導検査および特別指導検査の結果ならびにこれらに基づく改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、区のホームページに掲載し、区民へ広く情報提供する。

(国および関係行政機関との連携)

第15条 区長は、国および東京都が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設等に対する指導検査の実施に当たっては、国および東京都指導検査所管課と必要な連携を行うものとする。

2 区長は、児童福祉施設等の指導検査に係る情報については、国および東京都と必要な情報の交換を行うものとする。

(指導検査に係る情報の公開)

第16条 区長は、指導検査に関する情報は、個人情報等法令により非開示とされる場合を除き、その公開に努めるものとする。

(国への報告)

第17条 区長は、必要に応じ、指導検査に係る結果を国へ報告するものとする。

(要綱の適用除外)

第18条 他の要綱に定めのある指導検査については、この要綱の適用を除外する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

別表（第9条関係）

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、文書指摘とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、口頭指導とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、口頭指導とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とする。 なお、福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、口頭指導とすることができる。
A	助言指導	法令および通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための助言指導を行う。